

広島県教育委員会告示第三号

平成二十年広島県教育委員会告示第三号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

表広島県立高等学校入学者選抜（全日制の課程及び定時制の課程）の項中「別に定める日を除く。以下同じ。」を削り、同表広島県立併設型高等学校入学者選抜の項中「並びに適性検査の得点」を削り、「三日（別に定める日を除く。以下同じ。）」を「五日」に改め、同表広島県立併設型中学校入学者選抜の項中「広島県立併設型中学校入学者選抜」の下に「広島県智学園中学校を除く」を加え、「三日」を「五日」に、「広島県立広島中学校」を「入学者選抜を受検した中学校」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>広島県立併設型中学校入学者選抜（広島県智学園中学校）</p>	<p>入学者選抜の受検者のうち不合格者について、第一次選抜の適性検査A及び適性検査Bの得点並びに第二次選抜のグループワークの得点</p>	<p>合格者発表日の五日後の日から一か月間</p>	<p>広島県立広島県智学園中学校</p>
-----------------------------------	--	---------------------------	----------------------